

転入届（市外からのお引越し）

■届出期間

新しい住所にお住まいになってから 14 日以内に届出してください。お住まいになる前に届出することはできません。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転入届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項を転出証明書のとおりにご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

・転出証明書

前住所地の市区町村から交付を受けてください。ただし、マイナンバーカードを使用した特例転出を行った方は、転出証明書が発行されませんので、マイナンバーカードをご持参ください。

※海外からの転入の場合

①パスポート②戸籍謄本③戸籍の附票④入国日が分かるものの4つが必要です。

②③については本籍地で交付を受けてください。

■関連して手続きが必要となるもの

・マイナンバーカード

マイナンバーカードの継続手続きは市役所（市民課）のみの取扱いとなります。

・その他

義務教育中のお子様がいる場合は前の学校の在学証明書をお持ちください（引き続き前の学校に通学する場合は区域外就学の届出が必要です。）。

各種医療給付や児童手当等の対象となる方は、手続きが必要となります。詳しくは、子育て支援課（☎ 358-0516）へお問い合わせください。



転出届（市外へのお引越し）

■届出期間

転出予定日の 14 日前から届出できます。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転出届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項をご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。また、郵送で届出をすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転出する場合や世帯主が転出する場合は返却してください。

・後期高齢者医療被保険者証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転出する場合は返却してください。

・各種医療費助成受給者証

（子育て支援課 ☎ 358-0516、地域福祉課 ☎ 358-3294）

受給していた方が転出する場合は返却してください。

・印鑑登録証

印鑑登録を行っていた方が転出する場合は返却してください。

・マイナンバーカード

新住所地にて、住所の追記および継続利用手続きを行ってください。

※国外へ転出される方は、市民課にて国外転出手続きが必要です。

転居届（市内でのお引越し）

■届出期間

新しい住所地にお住まいになってから 14 日以内に届出してください。お住まいになる前に届出することはできません。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・転居届

氏名、生年月日、新住所等の必要事項をご記入ください。届出用紙は市役所（市民課）や各出張所に備え付けてあります。事前に届出用紙が必要な方は、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

・本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証（健康推進課 ☎ 358-0512）

加入していた方が転居する場合や世帯主が転居する場合は返却してください。

・各種医療費助成受給者証

（子育て支援課 ☎ 358-0516、地域福祉課 ☎ 358-3294）

受給していた方が転居する場合は、住所変更の届出が必要です。

・マイナンバーカード

新しい住所の記載が必要です。

マイナンバーカードの券面事項更新については、市役所（市民課）のみの取扱いとなります。

※外国人の方の転入届・転居届については、市民課のみでの対応となります。なお、転出届については出張所でも可能です。必要書類等についてはお問い合わせください。

印鑑登録

印鑑登録証明書は、個人の印鑑が、市の条例に基づいて登録されたものであることを公に証明するものです。富谷市の住民基本台帳に記録のある方が印鑑登録できます。

■届出の場所

市役所（市民課）、各出張所

■届出に必要なもの

・印鑑登録申請書

氏名、生年月日、住所等の必要事項をご記入ください。

・印鑑

登録する印鑑をお持ちください。

・官公署発行の写真入り身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、または印鑑登録申請者の保証書（写真入りの身分証明書を持ってない場合に市内で印鑑登録している方に本人であることを保証してもらう書類）のいずれかをお持ちください。

■その他

上記のいずれかによる方法で本人確認ができない場合と、代理人の方からの申請の場合は、本人あてに確認するための照会文書を郵送します。その後本人が記入した回答書を、届出した窓口へ提出していただきますので、登録するまでに日数がかかります。また、15歳未満の方および意思能力を有しない者は印鑑登録をすることができません。

■登録できない印鑑

- ・氏名、氏または名を表していないもの。
- ・職業、資格などの氏名以外の事項を表しているもの。
- ・ゴム印やその他の変形しやすいもの。縁が欠けているもの。
- ・印影の大きさ（一辺の長さ）が8mm～25mm以内に収まらないもの。
- ・印影を鮮明に表しにくいもの。
- ・いわゆる三文判（大量生産された既製品）

■手続きの流れ

本人の場合	代理人の場合
本人であることを、下記のいずれかの方法で確認できるものをお持ちの方	本人であることが、確認できるものをお持ちでない方
・運転免許証 ・官公署発行の身分証明書で本人の写真が貼付されているもの（パスポートやマイナンバーカードなど） ・保証書（市内で印鑑登録している方が登録印を押して本人に相違ないことを保証した書面。指定の用紙は、市民課や各出張所にあります。）	委任の旨を証明する書類（代理人選任届）をお持ちの方 すぐに登録はできません。ご注意ください。
すぐに登録できます。	本人へ確認文書（照会書および委任状）を郵送します。
	照会書についている回答書に記入し、期限内に窓口へ提出してください（代理人の方については、代理人選任届も必要です）。
印鑑登録証（カード）をお渡しします（受領する方の印鑑が必要です）。	

■印鑑登録証や登録印鑑の紛失、登録印鑑の変更による届出

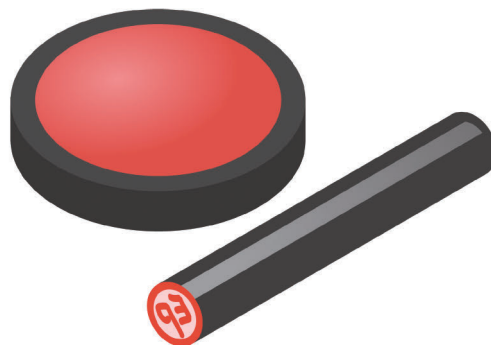
印鑑登録証（カード）を紛失した場合は、登録印鑑があっても印鑑登録証明書の発行はできませんので、印鑑登録証亡失届により登録を廃止し、再度印鑑登録を行っていただくことになります。また、登録印鑑を変更する場合や登録印鑑を紛失してしまった場合にも、印鑑登録廃止届により登録を廃止し、新たに印鑑登録を行っていただくことになります。なお、登録は、上記「手続きの流れ」による方法となります。

■印鑑登録証明書

印鑑登録証（カード）をお持ちになり、申請書に登録している方の住所・氏名・生年月日を間違いなく記入していただければ、代理人でも印鑑登録証明書の交付が受けられます。

本人が登録印鑑を持参されて身分証明書（運転免許証等）を提示されても印鑑登録証（カード）がない場合は印鑑登録証明書の交付は受けられませんので、十分にご注意ください。

また、印鑑登録証明書の郵送による交付申請はできません。



出生届

■届出期間

生まれた日を含めて 14 日以内に届出してください。

■届出の場所

届出人の本籍地、子が生まれた場所、住所地のいずれかの市区町村に届出することができます。

■届出に必要なもの・届出人等

父または母が第一順位の届出人となります。父または母が届出できない場合はご相談ください。その他に届書右側の出生証明書に医師または助産師からの証明が必要です。通常届出用紙は出産した病院で用意してあります。

※届出人の署名が必要です。(押印は任意)

・母子健康手帳

届出を受理したことを証明しますので、お持ちください。

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証等(健康推進課 ☎ 358-0512)

母が国民健康保険に加入している場合は世帯主に対して出産一時金が支給されますので、領収書・世帯主名義の預金通帳をお持ちください。

・子ども医療費受給等(子育て支援課 ☎ 358-0516)

児童手当や子ども医療費受給資格登録については、P22(子ども・子育て)をご覧ください。

死亡届について

■届出期間

死亡の事実を知った日から 7 日以内に届出してください。

■届出の場所

死亡者の本籍地、亡くなった場所、届出人の住所地のいずれかの市区町村に届出することができます。

■届出に必要なもの・届出人等

同居の親族が第一順位の届出人となり、同居の親族が届出できない場合はその他の同居者、死亡場所の家主、地主、家屋もしくは土地の管理人の順序で届出義務を負います。また順序にかかわらず同居をしていない親族からも届出することができます。届書右側の死亡診断書(死体検案書)に医師からの証明が必要です。

※届出人の署名が必要です。(押印は任意)

■関連して手続きが必要となるもの

・国民健康保険証/後期高齢者医療被保険者証(健康推進課 ☎ 358-0512)

亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた場合は返却してください。葬祭費が支給されますので、喪主の預金通帳・会葬礼状か葬儀の領収書の写し等をお持ちください。社会保険や共済組合の方はご加入の団体に直接お問い合わせください。

・年金(健康推進課 ☎ 358-0512)

・介護保険被保険者証(長寿福祉課 ☎ 358-0513)

・身体障害者手帳等(地域福祉課 ☎ 358-3294)

・水道の名義変更(上下水道課 ☎ 358-0529)

婚姻届

■届出の場所

本籍地、住所地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

届出人となるお二人の署名のほかに、届書右側の証人欄に成年者 2 名の署名が必要です。届出用紙は市民課や各出張所で配付しています。

離婚届

■届出期間

協議離婚の場合は、届出した日から効力が発生しますので届出期間はありません。裁判・調停離婚の場合は、確定・成立の日から 10 日以内に届出が必要です。確定・成立の日から離婚の効力は発生しますが、届出をしないと離婚事項が戸籍に記載されません。

■届出の場所

本籍地または住所地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

協議離婚の場合は夫妻二人が届出人となり、それぞれの署名が必要となります。調停離婚や裁判離婚の場合は、申立人もしくは裁判の訴えを提起した方が届出人となり、その方の署名が必要となります。また協議離婚の場合は、届書右側の証人欄に成年者 2 名の署名が必要となります。届出用紙は市民課や各出張所で配付しています。

・その他

調停離婚の場合は調停調書の謄本、審判または判決離婚の場合はその謄本と確定証明書が必要です。

転籍届

■届出の場所

本籍地、住所地、転籍地のいずれかの市区町村に届出してください。

■届出に必要なもの・届出人等

筆頭者および配偶者双方が届出人となり、署名が必要です。夫婦の一方が死亡等によりすでに除籍になっている場合は、その生存配偶者のみ届出ができます。ただし双方が除籍になっている場合は、他の在籍者からの転籍届出はできません。

戸籍届出時の本人確認の実施

富谷市では創設的な戸籍届出のうち、「婚姻届・協議離婚届・認知届・養子縁組届・養子離縁届」の届出人を対象に、本人確認をしています。

本人確認の方法としては、マイナンバーカード、運転免許証・パスポート、その他官公署発行の写真入り身分証明書等を提示していただきます。

届出人の本人確認ができない場合、来庁者が使者の場合、勤務時間外および休日に届出があった場合には、届出人に対して届出があった旨をお知らせする通知を郵送します。

もし身に覚えのない通知が届きましたら、市民課までご連絡ください。

戸籍の広域交付（市民課のみ）

令和6年3月より本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明が請求できます。

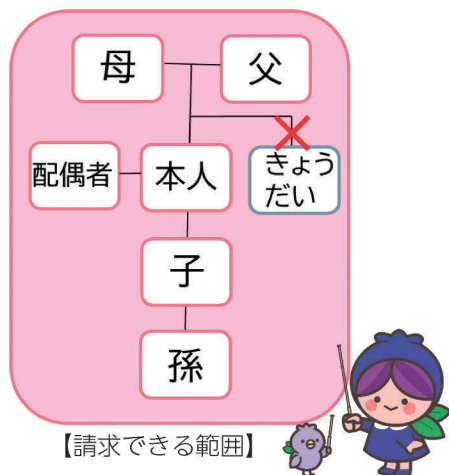
証明書の種類	手数料（1通）
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円
除籍全部事項証明（除籍謄本）	750円
改製原戸籍謄本	750円

※個人の証明（抄本）は交付できません。

また、一部取得できない戸籍証明書もあります。

・請求できる人

本人、配偶者、父母・祖父母、子・孫など直系の方



・請求方法

市民課窓口のみで請求できます。（出張所は不可）

郵送請求や委任状による代理人請求はできません。

また、本人確認のため、顔写真付きの公的身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）の提示が必要です。

住民票・印鑑登録証明書・戸籍の証明の請求

住民票や印鑑登録証明書、戸籍の証明などの証明書が必要な場合は、市民課や各出張所で請求できます。

ただし、戸籍の証明で、本籍が富谷市以外の場合は市民課のみで請求となります。（広域交付を参照）

・本人の代わりに代理人の方が窓口で請求する場合は、委任の旨を証する書面（代理人の住所・氏名、請求する証明書の種類、委任者の住所・署名（署名以外の場合は押印））の添付が必要です。

ただし、印鑑登録証明書の請求の場合は、委任の旨を証する書面ではなく印鑑登録証の提示が必要です。

・第三者が、契約等により発生する権利行使や義務履行のため住民票等の証明書を請求する場合は、その内容が分かる資料が必要となります。正当な理由と認められない場合は交付できません。

・郵送で請求する場合は、必要な証明書の種類を明記した請求書と切手を貼付した返信用封筒および手数料（定額小為替）と本人確認書類（運転免許証など）のコピーを同封して請求してください。

・証明書取得の際に、本人確認を実施しています。手続きの際は、本人確認書類をお持ちください。

・コンビニのマルチコピー機でも取得できます。P13「コンビニ交付サービス」参照

証明書の種類	手数料	備考
戸籍全部事項証明書（いわゆる戸籍謄本）	1通 450円	戸籍に記載されている方全員について証明
戸籍個人事項証明書（いわゆる戸籍抄本）	1通 450円	戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけについて証明
除籍・改製原戸籍の全部事項証明（謄本）	1通 750円	除籍または改製された戸籍に記載されている方全員について証明
除籍・改製原戸籍の個人事項証明（抄本）	1通 750円	除籍または改製された戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけについて証明
身分証明書	1通 300円	成年被後見人、非保佐人、後見の登記、破産宣告の有無についての証明
戸籍の附票	1通 300円	その戸籍を編製した以降の住所異動履歴の証明
住民票の写し	1通 300円	必要に応じて、世帯主・続柄・本籍・戸籍の筆頭者を省略することが可能
印鑑登録証の交付（印鑑の登録）	1件 300円	
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑登録証（カード）が必要です（提示がない場合、登録者本人でも交付できませんのでご注意ください）。

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICカードです。本人確認のための公的身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付、e-Tax を利用した電子申請など様々なサービスに利用できます。

■有効期限

- 18 歳以上の方：発行日より 10 回目の誕生日まで
- 18 歳未満の方：発行日より 5 回目の誕生日まで

■申請方法

マイナンバーカード交付をご希望の方は、マイナンバー通知カードに付随の交付申請書または市役所窓口にて交付された交付申請書に必要事項を記入の上、下記送付先へ郵送してください。

郵送による申請のほか、申請時に本人が本人確認書類を持って来庁いただく方法、パソコンやスマートフォンからも申請できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。

〒 219-8732

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第 2 号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書 受付センター 行

■受け取り方法

カードが出来上がると市役所よりマイナンバーカード交付通知書をご住所あてに送付します。交付通知書を受け取ったら、必ず申請した本人が、市役所（市民課）に来庁していただきます。お持ちいただくものは以下のものです。

- ・マイナンバーカード交付通知書（ハガキ）
- ・マイナンバー通知カード
- ・顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証等。写真入りの公的身分証明書がない場合は保険証や年金手帳、診察券など住所、生年月日が記載されているもの 2 点）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※病気などやむを得ない理由がある方のみ、代理による受け取りができます。その他受け取りについてご不明点がある方は、事前に市民課までお問い合わせください。

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で住民票等の証明書が取得できます。

●利用できる時間

- 6 時 30 分～ 23 時
- （年末年始の 12 月 29 日～ 1 月 3 日及びメンテナンス時を除く。）

●利用できる方

- ・マイナンバーカードを持っている方
- ・マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている方
- ・富谷市に住民登録がある方
- ・富谷市に本籍がある方（戸籍証明）

●取得できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票、課税証明書、非課税証明書（収入がなく、家族の扶養になっている方は不可）、所得証明書

※「戸籍証明」は本籍地が富谷市の方または本籍地の自治体で、コンビニ交付サービスを行っている場合のみご利用いただけます。

●手数料

- 1 通 300 円
- ※戸籍全部（個人）事項証明書は 1 通 450 円

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）

普通自動車等、車検を要する車両のうち、未登録または車検切れになっているものを一時的に運行するための制度です。原則として 1 目的 1 許可となり、運行経路に富谷市が含まれている場合に限りです。

■申請場所等

申請は市民課、運行日の当日または前日の午後のみとなります。

■申請に必要なもの

- ・申請書（窓口備付） ・自動車検査証等
- ・自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険証）
- ・本人確認書類（運転免許証等）

●手数料 1 台 750 円

【通知カード】



【マイナンバーカード】



(表面)



(裏面)